

産業廃棄物処理施設 設置 変更 許可証

平成30年8月1日

住所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目16番地12

氏名 株式会社 春秋商事 代表取締役 堂 蘭 紀栄之 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条 第1項 の規定により、設置 変更 の許可
第15条の2の6第1項
を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

横浜市長 林 文子



許可の年月日	平成30年8月1日	許可番号	10372
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設 木くず又はがれき類の破碎施設	廃プラスチック類 木くず	
設置場所	横浜市都筑区川向町1160番1 外1筆		
処理能力	廃プラスチック類 5.32t/日(10時間)、0.532t/時間 木くず 5.96t/日(10時間)、0.596t/時間		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。
また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。